

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第3区分

【発行日】平成25年10月31日(2013.10.31)

【公表番号】特表2013-500174(P2013-500174A)

【公表日】平成25年1月7日(2013.1.7)

【年通号数】公開・登録公報2013-001

【出願番号】特願2012-522983(P2012-522983)

【国際特許分類】

**B 2 3 D 61/12 (2006.01)**

【F I】

B 2 3 D 61/12 B

【誤訳訂正書】

【提出日】平成25年9月11日(2013.9.11)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1及び第2目立てパターンを併含するピッチパターンに従い並ぶ複数本の歯を有し、  
その第1目立てパターンが、互いにほぼ同じ略第2傾斜振幅で傾斜する複数本の急傾斜歯を含み、先行する直歯並びに右急傾斜歯及び左急傾斜歯を含む単レベル目立てパターンであり、

第2目立てパターンが、略第1傾斜振幅で傾斜する複数本の緩傾斜歯及び略第2傾斜振幅で傾斜する複数本の急傾斜歯を含み、先行する直歯並びに右緩傾斜歯、左急傾斜歯、右急傾斜歯及び左緩傾斜歯を含む複レベル目立てパターンであり、

第2傾斜振幅が第1傾斜振幅より大きい、

ソーブレード。

【請求項2】

請求項1記載のソーブレードであって、個々の目立てパターンが、先行する直歯及びそれに後続する複数本の傾斜歯を含むソーブレード。

【請求項3】

請求項2記載のソーブレードであって、後続する傾斜歯が1本ずつ互い違いの方向に傾斜しているソーブレード。

【請求項4】

請求項1記載のソーブレードであって、バンドソーブレードであるソーブレード。

【請求項5】

請求項1記載のソーブレードであって、同じ目立てパターンに属する歯同士でそのピッチ/目立て構造が異なるソーブレード。

【請求項6】

請求項5記載のソーブレードであって、同じピッチパターンに属する歯のうち幾本かが互いに同ピッチ且つ異傾斜、他の幾本かが互いに同傾斜且つ異ピッチであるソーブレード。

【請求項7】

請求項6記載のソーブレードであって、同じピッチパターンに属する歯同士でそのピッチ/目立て構造が異なるソーブレード。

【請求項8】

請求項 1 記載のソープレードであって、各ピッチパターン内に 3 歯目立てパターン及び 5 歯目立てパターンがあるソープレード。

【請求項 9】

請求項 8 記載のソープレードであって、そのうち 3 歯目立てパターンが単レベル目立てパターン、5 歯目立てパターンが複レベル目立てパターンであるソープレード。

【請求項 10】

請求項 1 記載のソープレードであって、各ピッチパターン内に 5 歯目立てパターンが複数個あるソープレード。

【請求項 11】

請求項 10 記載のソープレードであって、その 5 歯目立てパターンのうち 1 個が単レベル目立てパターン、他の 1 個が複レベル目立てパターンであるソープレード。

【請求項 12】

請求項 1 記載のソープレードであって、その第 1 目立てパターンが、それら直歯、右急傾斜歯及び左急傾斜歯が他の歯を差し挟まずこの順で並ぶパターンであるソープレード。

【請求項 13】

請求項 12 記載のソープレードであって、その第 2 目立てパターンが、それら直歯、右緩傾斜歯、左急傾斜歯、右急傾斜歯及び左緩傾斜歯が他の歯を差し挟まずこの順で並ぶパターンであるソープレード。

【請求項 14】

請求項 13 記載のソープレードであって、緩傾斜歯同士、急傾斜歯同士でその傾斜振幅がほぼ等しいソープレード。

【請求項 15】

請求項 12 記載のソープレードであって、その第 1 目立てパターンが、先行する直歯並びに右急傾斜歯、左急傾斜歯、右急傾斜歯及び左急傾斜歯が他の歯を差し挟まずこの順で並ぶパターンであるソープレード。

【請求項 16】

請求項 15 記載のソープレードであって、その第 2 目立てパターンが、それら直歯、右緩傾斜歯、左急傾斜歯、右急傾斜歯及び左緩傾斜歯が他の歯を差し挟まずこの順で並ぶパターンであるソープレード。

【請求項 17】

先行する直歯及び後続する急傾斜歯を含む単レベル目立てパターンと、先行する直歯並びに後続する緩傾斜歯及び急傾斜歯を含む複レベル目立てパターンを含め複数通りの目立てパターンを併含するピッチパターンを呈するバンドソープレード。

【請求項 18】

請求項 17 記載のバンドソープレードであって、そのピッチパターン内に、3 歯目立てパターン及び 5 歯目立てパターン、或いは複数個の 5 歯目立てパターンがあるバンドソープレード。

【請求項 19】

請求項 17 記載のバンドソープレードであって、その複レベル目立てパターンが、相連なっていてその傾斜方向が互いに異なる 2 本の急傾斜歯と、それら急傾斜歯を挟むように配置されていてその傾斜方向が互いに異なる 2 本の緩傾斜歯と、を含むバンドソープレード。

【請求項 20】

先行する直歯及び後続する急傾斜歯を含む単レベル目立てパターンと、先行する直歯並びに後続する緩傾斜歯及び急傾斜歯を含む複レベル目立てパターンを併含するピッチパターンに従うバンドソープレードを、そのパワーが約 1 ~ 約 8 kW 即ち約 1 + 1 / 3 ~ 約 1 0 + 1 / 2 馬力の域内にあるバンドソーに装着するステップと、

その実質切断長が約 150 ~ 約 1000 mm 即ち約 6 ~ 約 40 インチの域内にあるワクピースを少なくとも 1 個、バンドソーに装着されたバンドソープレードで切断するステップと、

を有する方法。

【請求項 2 1】

請求項2 0記載の方法であって、そのワークピースが金属製である方法。

【請求項 2 2】

請求項2 0記載の方法であって、そのバンドソープレードの幅が約27～約54mm即ち約1～約2インチの域内、ピッチが約4/6～約1.4/2の域内である方法。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0010

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0010】

第1目立てパターンは、例えば、先行する直歯並びに右急傾斜歯(right relatively heavy set tooth)及び左急傾斜歯(left relatively heavy set tooth)を含む単レベル目立てパターンとする。第2目立てパターンは、例えば、先行する直歯並びに右緩傾斜歯(right relatively light set tooth)、左急傾斜歯、右急傾斜歯及び左緩傾斜歯(left relatively light set tooth)を含む複レベル目立てパターンとする。これらの場合、第1目立てパターンを直歯、右急傾斜歯及び左急傾斜歯が他の歯を差し挟まずこの順で並ぶパターンにし、第2目立てパターンを直歯、右緩傾斜歯、左急傾斜歯、右急傾斜歯及び左緩傾斜歯が他の歯を差し挟まずこの順で並ぶパターンにするのが望ましい。傾斜振幅は、緩傾斜歯同士、急傾斜歯同士でほぼ等しくするとよい。また、第1目立てパターンを直歯、右急傾斜歯、左急傾斜歯、右急傾斜歯及び左急傾斜歯が他の歯を差し挟まずこの順で並ぶパターンにし、第2目立てパターンを直歯、右緩傾斜歯、左急傾斜歯、右急傾斜歯及び左緩傾斜歯が他の歯を差し挟まずこの順で並ぶパターンにしてもよい。